平成30年2月1日

**年会費変更に関するお知らせ**

謹啓　時下益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます  
　さて、すでにご案内のとおり、公益社団法人麹町法人会と公益社団法人丸の内法人会が平成29年8月1日をもって合併し、公益社団法人麹町法人会として運営することになりました。

それに伴い、下記のとおり、会費規程が変更となりましたので、今一度ご確認いただきたくお知らせいたします。会員各社の皆さまには引続きのご支援・ご協力

を賜りますようお願い申し上げます。 　　　　　　　　　　　　　　　　　謹白

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人 麹町法人会

記

１．新会費規程（平成29年6月15日 第6回通常総会にて承認）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 正会員 | 資本金 | 年　額 |
| 300万円未満 | 6,000円 |
| 300万円以上　　　1,000万円未満 | 12,000円 |
| 1,000万円以上　　5,000万円未満 | 18,000円 |
| 5,000万円以上　　　　 1億円未満 | 24,000円 |
| 1億円以上　　　　　　10億円未満 | 48,000円 |
| 10億円以上　　　 　100億円未満 | 60,000円 |
| 100億円以上　　　　　　　　～ | 72,000円 |
| 医療法人、認定ＮＰＯ法人、社団法人、財団法人等公益法人 | 12,000円 |
| 管内に事業所を有する法人 | 6,000円 |
| 特別会員 |  | 6,000円 |

　　附則　　施行日の前日において既に会員である者については、当分の間、すでに適用

　　　　　　されていた会費規程によることができるものとする。

以上